小郡市学校運営協議会規則

平成 2 9 年 5 月 2 2 日 教委規則第 5 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第16 2号)第47条の6の規定に基づき小郡市立幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校」 という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定 めるものとする。

(目的)

- 第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校 運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として参画することにより次に 掲げる事項の達成を目指すものとする。
 - (1) 地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)が、学校との連携の下、 目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して幼児、児童及び生徒(以下「児童等」 という。)の育ちにかかわる風土が醸成されること。
 - (2) 学校、家庭及び地域の教育力が共に向上することにより、児童等の生きる力が育成されること。
 - (3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域が支え、地域に開かれた信頼される学校となること。

(設置)

- 第3条 小郡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。
- 2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な 支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対 して通知するものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童等の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(委員)

- 第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - (1) 当該対象学校の通学区域内の住民
 - (2) 当該対象学校に在籍する児童等の保護者

- (3) 当該対象学校の校長及び教職員
- (4) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の定数は、各対象学校につき 15 人以内において教育委員会が当該対象学校の校 長と協議して定める。
- 3 教育委員会は、当該対象校の校長から申し出があったときは、第 1 項の委員の任命に ついて、当該校長から意見を聴取するものとする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとし、再任することができる。
- 2 協議会の委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

- 第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) 政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
 - (3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(会長、副会長及び専門員)

- 第7条 協議会に、会長、副会長及び専門員を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職 員は、会長となることができない。
- 3 専門員は、第4条第1項第5号に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。
- 6 専門員は、協議会の運営に伴い必要となる専門的事項について、調査研究及び情報提供を行うものとする。

(会議)

- 第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、<u>第10条第1項</u>又は<u>第2項</u>の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。
- 4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第9条 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、毎年度次の各号に掲げる事項 について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。
 - (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。
 - (6) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。
- 2 前項の承認が得られない場合は、校長は暫定的な措置を定めることができるものとする。この場合において、当該措置は前項の承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

- 第10条 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、当該対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 2 協議会は、第 2 条に定める目的を踏まえ、当該対象学校の職員の採用その他の任用に 関して別に定める事項について、教育委員会を経由して福岡県教育委員会に対して意見 を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は福岡県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等)

第12条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進 されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な 支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
 - (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域 の住民、対象学校に在籍する児童等の保護者等の理解を深めること
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の促進に資すること

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

- 第13条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 2 対象学校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び 説明に努めるものとする。

(委員の解任)

- 第14条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号の いずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。
 - (1) 第6条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
 - (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。
- 2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与 えることを求められたときは、これを認めなければならない。

(協議会の事務)

第15条 協議会の事務は、当該対象学校において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日からから施行する。